

自立支援医療（精神通院）の手続きについて

○ 申請手続きについて

自立支援医療(精神通院)の更新手続きは毎年必要です。なお、手続きは有効期間終了日の3ヶ月前から行うことができます。

○ 更新申請時の診断書の提出はおおむね2年に1回です。

更新申請において、前年に診断書を添付して申請を行っている場合で、かつ病状及び治療方針の変更がない場合は、診断書の提出は2年に1回とすることができるため、診断書の添付は不要となります。また、「重度かつ継続」意見書の提出も同様となります。

○ 受給者証と精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」）の有効期間が異なる場合、受給者証の有効期間を短縮して手帳の有効期間終了日に合わせることができます。

手帳の有効期間が1年未満の時に調整ができます。

受給者証と手帳の同時申請には手帳用の診断書が必要となります。障害年金証書等により手帳を取得している場合は同時申請の手続きはできませんのでご注意ください。

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

ご不明な点は、お住まいの受付担当窓口やもよりの県保健所にお問い合わせ下さい。